

## II

# 年金払い退職給付が 創設されます

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として  
「年金払い退職給付」が創設されます



共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付」が創設されます。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

保険料(掛金)は標準報酬月額および標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半となります。

図表 16 年金払い退職給付の概要

- 半分は有期年金、半分は終身年金(65歳支給(60歳から繰上げ可能))。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可能)。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制。  
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 平成27年10月からの組合員期間について適用。

## 年金の積立と受給の仕組み

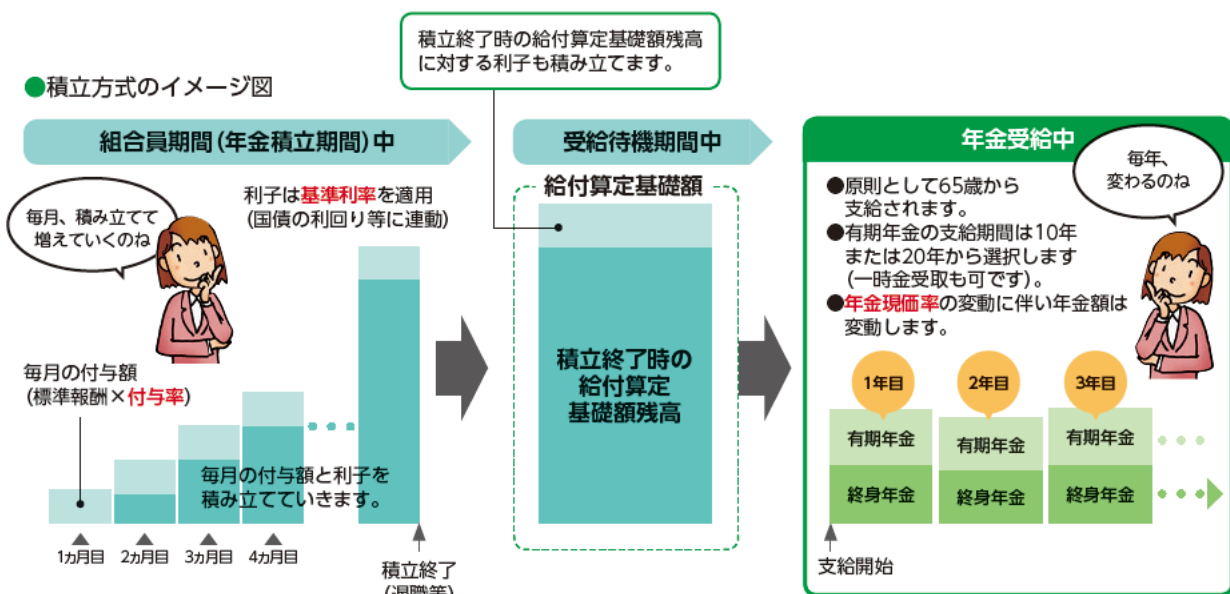
共済年金の職域部分は、現役世代の保険料(掛金)収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」による給付ですが、年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料(掛金)で積み立てる「積立方式」による給付になります。

年金払い退職給付は、組合員一人ひとりに

仮定の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てます。

なお、年金額は基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた年金現価率を基に改定されます。

図表 17 積立時と受給時のイメージ



## 退職年金



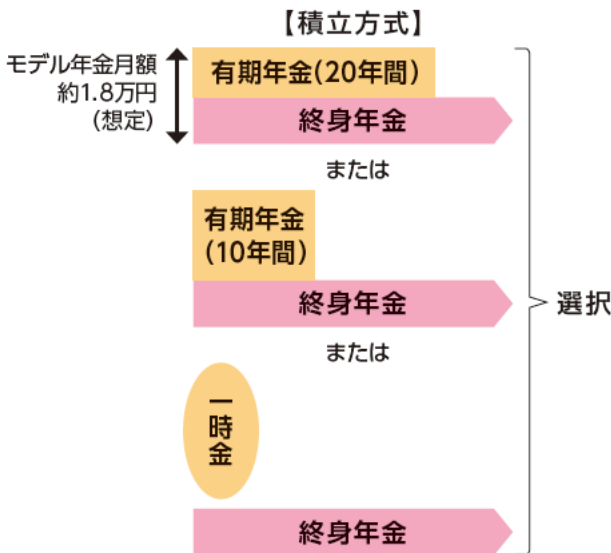
退職年金は、1年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます(60歳から繰上げ可能です。また、70歳までは繰下げも可能です)。

退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給

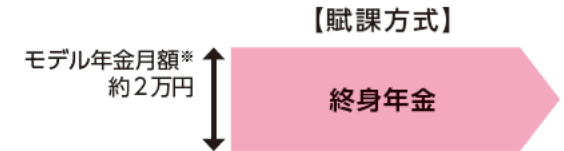
され、有期年金は10年または20年支給のいずれかを選択します(一時金の選択も可能です)。

受給者がお亡くなりになった場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余年月がある場合は遺族に一時金として支給されます。

図表 18 退職年金のイメージ



**参考 現行の職域部分**



\*モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。



### 一元化 Q & A

**Q** 年金払い退職給付の掛金率はどうなりますか？

**A** 年金払い退職給付に係る掛金率は、0.75% (労使合わせて1.5%) を超えない範囲で地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。



## 公務障害年金



公務障害年金は、公務による傷病により障害の状態になった方に、障害の状態である間、支給されます。支給水準は2階部分の障

害厚生年金と合わせて現行制度の公務等による障害共済年金と同程度です。

## 公務遺族年金



公務遺族年金は、公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族の方がいるときに支給されます。支給水準は2階部分の遺族厚生

年金と合わせて現行制度の公務等による遺族共済年金と同程度です。

図表 19 公務障害年金・公務遺族年金の概要

- 警察官や消防士等の公務員が、引き続き自らの身体への危険を顧みず職務に従事できるよう、公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった者に公務障害年金を支給。公務に基づく負傷又は病気により死亡した場合、遺族に公務遺族年金を支給。
- 支給水準は、従来と同様。
- 公務員の相互救済の観点から労使折半(従来全額公費負担)。
- 公務外・通勤の障害・遺族年金は設けない。



## 共済組合の役割



被用者年金制度の一元化後も効率的な事務処理を行うため、引き続き、共済組合が組合員の皆さまの年金記録の管理や、年金の支給を行います。

また、短期給付事業・福祉事業についても、現在と同様に共済組合が実施することになります。

図表 20 平成 27 年 10 月以降の年金給付(イメージ)



現行

改正後

